

別表第 1

階層区分ごとの補助金額

階層区分		補助金の限度額（年間）		
		第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
I	生活保護世帯	308,000円		
II	市町村民税非課税世帯	272,000円	308,000円	
	市町村民税所得割非課税世帯			
III	市町村民税所得割課税額 77,100円以下の世帯	187,200円	247,000円	308,000円
IV	市町村民税所得割課税額 211,200円以下の世帯	62,200円	185,000円	308,000円
上記区分以外の世帯		—	154,000円	308,000円

別表第 2

ひとり親世帯等の補助金額

階層区分		補助金の限度額（年間）		
		第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
II	市町村民税非課税世帯	308,000円		
	市町村民税所得割非課税世帯			
III	市町村民税所得割課税額 77,100円以下の世帯	272,000円	308,000円	

備考

- 1 多子軽減の適用に関する子どもの数え方については、小学校3年生以下の範囲において、最年長の子どもから順に数えるものとする。
- 2 町民税所得割課税額77,100円以下の世帯は、多子計算にかかる年齢制限を撤廃する。